

輸入食品に対する検査命令の実施について(ベトナム産えび)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産養殖えび及びその加工品	クロラムフェニコール*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産養殖えびからクロラムフェニコールを検出したため、検査命令を実施するもの。

* クロラムフェニコール系抗生物質

<参考>ベトナム産エビ違反事例

1. 品 名: 冷凍むき身えび

輸入者名: 株式会社 極洋

製造者: THO QUANG SEAFOOD PROCESSING AND EXPORT COMPANY

届出数量及び重量: 1, 150カートン、12, 420kg

検査結果: クロラムフェニコール 0. 0010ppm 検出(基準: 不検出)

届出先: 東京検疫所

違反確定日: 平成18年9月14日

措置状況: 全量積み戻し済み

2. 品 名: 冷凍食品むきえび

輸入者名: 株式会社 フードサービスジャパン

製造者: FIMEX VN

届出数量及び重量: 440カートン、1, 232kg

検査結果: クロラムフェニコール 0. 0007ppm 検出(基準値: 不検出)

届出先: 神戸検疫所食品監視第二課

違反確定日: 平成18年10月19日

措置状況: 全量保管中

<参考2>

ベトナム産養殖エビ及びエビ加工品の輸入実績

平成18年1月1日～10月20日: 速報値

届出件数	届出重量(トン)	検査件数	違反件数
10, 134	43, 610	1, 213	10

違反件数は、クロラムフェニコールで2件、AOZ(3-アミノ-2-オキサゾリドン)で2件、微生物規格で6件。